

役員在任年齢規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人全国旅行業協会（以下「本会」という。）の役員の内
任年齢について定めることとする。

(在任年齢)

第 2 条 役員の内任年齢は、原則として満65才（非常勤役員は満75才）までとする。

(特例措置)

第 3 条 前条にかかわらず、当該役員の内知識及び経験等が、本会の業務運営上特に必要で
ある場合は、地方代表者連絡会の承認を得て内任年齢を延長することができる。

附 則

1. この規程の改廃は、常務理事会の決議を得て会長が決定する。
2. この規程は、平成16年4月1日から施行する。（第170回常務理事会承認）
3. 平成18年9月29日改正・施行（第186回常務理事会承認）
4. この規程の改正時点で、定める内任年齢を超える役員が存在する場合は、当該任期中は
本規程の適用を除外する。
5. 平成25年3月5日改正・平成25年4月1日施行（第229回常務理事会承認）